

フィンランド

特許法

2006年7月21日法律第684/06号により改正された1967年12月15日法律第550号

2006年9月1日施行

目次

第1章 総則

第1条

第1a条

第1b条

第2条

第3条

第3a条

第3b条

第4条

第5条

第6条

第2章 特許出願の処理と異議申立手続

第7条

第8条

第8a条

第8b条

第8c条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条 [廃止]

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第 26 条

第 27 条

第 3 章 国際特許出願

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条 2005 年 1 月 1 日に廃止

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 4 章 特許の範囲と存続期間

第 39 条

第 40 条

第 5 章 更新手数料

第 41 条

第 42 条

第 6 章 譲渡、ライセンス及び強制ライセンス

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 46a 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条

第 7 章 特許の終了

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 53a 条

第 53b 条

第 53c 条
第 53d 条
第 53e 条
第 53f 条
第 54 条
第 55 条

第 8 章 情報提供義務

第 56 条

第 9 章 責務，補償支払義務及び訴訟

第 57 条
第 57a 条
第 57b 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 60a 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 65a 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条

第 9a 章 補充的保護証明書

第 70a 条
第 70b 条
第 70c 条
第 70d 条
第 70e 条

第 9b 章 欧州特許及び欧州特許出願

第 70f 条
第 70g 条
第 70h 条

第 70i 条
第 70j 条
第 70k 条
第 70l 条
第 70m 条
第 70n 条
第 70o 条
第 70p 条
第 70q 条
第 70r 条
第 70s 条
第 70t 条
第 70u 条

第 10 章 特別規定

第 71 条
第 71a 条
第 71b 条
第 71c 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 75 条
第 76 条

經過規定

第1章 総則

第1条

技術の分野において産業上の利用が可能な発明をした者又はその権原承継人は、本法に従い、出願によって特許を取得し、それに基づき当該発明を商業的に実施する排他権を得ることができる。

次のものは、それ自体では発明とはみなされない。

- (1) 発見、科学的理論及び数学的方法
- (2) 美的創作物
- (3) 精神活動をし、ゲームをし又は業務を遂行するための計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム
- (4) 情報の提示

人間又は動物に施される外科的若しくは治療的処置又は診断の方法も発明とはみなされない。ただし、本規定は、これらの方法において使用するための製品(物質及び組成物を含む)に対する特許付与を排除するものではない。

特許は、植物又は動物の品種に対しては付与されない。ただし、植物又は動物に関する発明は、当該発明の技術的实施可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されない場合は、特許を受けることができる。本法にいう意味での植物品種の概念は、共同体植物品種権に関する理事会規則(EC)第2100/94号第5条により定義される。

特許は、植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法については付与されない。本法の適用上、植物又は動物を生産するための方法は、それが全面的に交配又は淘汰等の自然現象で構成される場合は、本質的に生物学的であるとみなされる。上記の規定は、微生物学的若しくはこれに類する技術的方法又はこのような方法によって得られる生産物についての発明の特許可能性を否定するものではない。本法の適用上、「微生物学的方法」とは、微生物学的材料を伴い、微生物学的材料に対して実施され、又は結果的に微生物学的材料をもたらす何らかの方法をいう。

発明は、生物学的材料で構成され若しくは生物学的材料を含む生産物又は生物学的材料を生産し、処理し若しくは使用方法に関するものであっても特許を受けることができる。また、自然環境から分離されるか又は技術的方法により生産される生物学的材料は、それが既に自然界に存在しているものであっても、発明の対象とすることができる。本法の適用上、「生物学的材料」とは、遺伝子情報を含むと共にそれ自体で繁殖することができ又は生物学的システムにおいて繁殖させることができる何らかの材料をいう。

第1a条

その形成及び発達の様々な段階における人体及びその要素の1についての単なる発見は、遺伝子の配列又は部分的配列を含め、特許を受けることができる発明を構成することができない。

人体から分離された又はそれとは別に技術的方法により生産された要素は、遺伝子の配列又は部分的配列を含め、特許性の要件が満たされる場合は、その要素の構造が自然の要素の構造と同一であっても、第1段落の規定を損なうことなく特許を受けることができる発明を構成できる。

第1b条

その商業的な実施が公序良俗に反することとなる発明は、特許を受けることができない。発明の商業的な実施は、それが法律又は規則により禁止されていることのみを理由に公序良俗に反するとはみなされない。

第1段落の適用上、特に次の発明は、特許を受けることができないものとみなす。

- (1) クローン人間をつくる方法
- (2) 人間の生殖細胞系列の遺伝子的同一性を変更する方法
- (3) 人間の胚の工業若しくは商業目的での利用
- (4) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であつて、人間又は動物のために何らの実質的な医学上の利益をもたらすことなしに動物に苦痛を引き起こす虞のあるもの、及びこのような方法に由来する動物

第2条

特許は、その特許出願の出願日前に知られていた事柄との対比で新規な発明であり、かつ、それらと本質的に異なるものに限り付与することができる。

文書、口述、公然の実施又はその他の方法により公衆に利用可能とされた事柄は、すべて知られているものとみなされる。また、出願日前にフィンランドにおいてされた他の特許出願の内容も、当該出願が第22条に従って公衆に利用可能となる場合は、知られているものとみなされる。同様に、特許出願の出願日前にフィンランドにおいて提出された実用新案出願の内容も、当該出願が実用新案法(法律800/1991)第18条に従って公衆に利用可能となる場合は、知られているものとみなされる。ただし、当該特許又は実用新案の出願の内容については、発明がその特許出願の出願日前に知られていた事柄と本質的に異ならなければならないとする第1段落の条件は適用されない。

第2段落の適用上、第3章にいう出願は、第29条及び第38条の規定により、一定の場合にはフィンランドにおいてされた特許出願と同一の効力を有する。

発明が新規であることを要求する第1段落の規定は、第1条第3段落にいう方法に使用される場合の公知の物質又は組成物に対する特許付与については、当該物質又は組成物の当該方法への使用が公知でない場合はこれを妨げるものではない。

ただし、出願日前6月以内に公衆に利用可能とされている発明については、開示が次の何れかの結果である場合は、特許を付与することができる。

- (1) 出願人又はその前権利者に対する明白な濫用
- (2) 1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会条約(フィンランド条約集36/37)の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会において出願人又はその前権利者が発明を展示した事実

第3条

特許によって付与される排他権は、後述する場合を除き、何人も特許所有者の同意を得ることなく次の態様において当該発明を実施することができないことを意味する。

- (1) 特許によって保護されている製品を製造し、販売の申出をし、市販し若しくは使用すること、又はそのような目的でそれら製品を輸入若しくは保有すること
- (2) 特許によって保護されている方法を、特許所有者の同意を得ることなく使用することが

禁止されていることを知っているか又はそれが状況から明白であるにも拘らず、フィンランドにおいて使用するか又は使用させる申出をすること

(3) 特許によって保護されている方法により得られた製品を販売する申出をし、市販し若しくは使用すること、又はそのような目的で当該製品を輸入若しくは保有すること

特許はまた、特許所有者に対して、その同意を得ていない者が発明の本質的要素に関してフィンランドにおいて当該発明を実施する手段を、当該発明を実施する権利を有していない者に提供すること又は提供の申出をすることを禁止する排他権を与える。ただし、当該手段が当該発明の実施に適しており、かつ、それが意図されていることを当該他人が知っているか又は状況からそれが明らかである場合に限る。この規定は、当該手段が一般的市販品である場合は、当該他人が当該手段を受け取る者に対して本条第1段落にいう行為の何れかをするよう仕向ける意図がない限り、適用されない。本段落の適用上、第3段落(1)、(2)又は(4)にいう方法で発明を使用する者は、当該発明を実施する権利を有する者とはみなされない。排他権は、次には適用されない。

(1) 非商業的使用

(2) 特許所有者によって又は特許所有者の同意を得て欧州経済地域内の市場に出された特許製品の使用

(3) 発明自体に関する実験における使用

(4) 医薬品としての市販許可を取得するための申請に必要であり、かつ、当該医薬品に関する発明に関連する実際的な要求に基づく試験若しくは実験又は措置

(5) 個別の事例において医師が処方する医薬の薬局における調合及びそのように調合された医薬を用いた治療

第3a条

発明の結果として特定の特徴を有する生物学的材料について特許により付与される保護は、その生物学的材料から同一又は分岐の形態での繁殖又は増殖により得られ、それと同一の特徴を有する一切の生物学的材料に及ぶ。

発明の結果として特定の特徴を有する生物学的材料の生産を可能にする方法について特許により付与される保護は、その方法により直接得られる生物学的材料、及びその直接得られた生物学的材料から同一又は分岐の形態での繁殖又は増殖により得られ、それと同一の特徴を有する他の一切の生物学的材料にも及ぶ。

遺伝子情報を含み又はそれらで構成される生産物に関して特許により付与される保護は、第1a条第1段落に規定されるものを除いて、当該生産物が組み込まれて当該遺伝子情報が含まれ、かつ、機能を発揮するすべての材料に及ぶ。

上記の保護は、繁殖又は増殖が当該生物学的材料の市販目的での利用から必然的に招来される場合は、特許所有者により又はその同意を得て欧州経済地域の領域において市販された生物学的材料の当該繁殖又は増殖から得られた生物学的材料には及ばない。ただし、当該得られた材料が後に他の繁殖又は増殖に使用されないことを条件とする。

第3b条

第3a条第1段落から第3段落までの規定の例外として、特許所有者又はその同意を得た者が農業用途のために農業者に植物繁殖材料の販売又はその他の商業的提供をすることは、その

収穫物を当該農業者が自己の農場における繁殖又は増殖に使用することについての授権を含むものとする。この例外規定の範囲と適用条件は、共同体植物品種権に関する理事会規則(EC)第2100/94号第14条に基づく範囲と条件に対応する。

第3a条第1段落から第3段落までの規定の例外として、特許所有者又はその同意を得た者が農業者に種畜又はその他の動物繁殖材料の販売又はその他の商業的提供をすることは、その農業者が保護された家畜を農業目的に使用することについての授権を含むものとする。これは、動物又は動物繁殖材料をその者の農業活動遂行のため利用可能にすることを含むが、商業的繁殖活動の枠内又はその目的での販売を含まない。

第2段落に規定する例外の内容と適用に関する詳細規則は、必要に応じて政府が定める。

第4条

特許出願の時に当該発明をフィンランドにおいて商業的に実施している者は、これに特許が付与された場合でも、当該発明の実施を継続することができる。ただし、当該先使用の全体的内容が維持されること及び当該実施が出願人又はその前権利者との関係で明白な濫用を構成するものでないことを条件とする。当該先使用权は、フィンランドにおいて当該発明を商業的に実施するための実質的な準備をしていた者に対しても、同一の条件に従うことを条件として、与えられる。

第1段落に基づいて与えられた権利については、実施が始められたか又は実施が意図された事業と共にする場合に限り、これを他人に移転することができる。

第5条

発明は、特許が付与されたものであっても、通常交通又はその他で一時的にフィンランド領内に入る外国の船舶、航空機その他の交通手段においてそれら自体の必要のために実施することができる。

政府は、特許が付与されたものであっても、航空機の予備部品又は付属品をフィンランドの航空機について同等の特別免除を付与している外国に属する航空機の修理のためにフィンランド国内に輸入し使用することができる旨を定めることができる。

第6条

フィンランドにおいてされた特許出願若しくは実用新案出願の出願日、又は工業所有権の保護に関するパリ条約(フィンランド条約集36/10及び43/15)若しくは世界貿易機関を設立する協定(フィンランド条約集5/95)の締約国である他国においてされた特許出願、発明者証出願若しくは実用新案保護出願の出願日の12月より前には開示されていない発明に関する特許出願は、その出願人の請求がある場合は、第2条第1段落、第2段落、第4段落及び第5段落並びに第4条の適用上、当該先の出願と同時に当該出願されたとみなされる。当該優先権はまた、前記条約・協定の締約国ではないが、フィンランド国内出願に基づいて対応する優先権を認めており、かつ、前記条約・協定の規定に実質的に適合する法律を有する国においてされた先の保護出願に基づいても、これを享受することができる。

政府又は政府が設置した特許庁は、優先権主張の提出方法及びその主張の裏付けとして提出すべき書類について規定する。その要件が満たされない場合は、優先権は付与されないものとする。

第2章 特許出願の処理と異議申立手続

第7条

「特許庁」とは、別段の指定がない限り、フィンランド特許庁を意味する。フィンランド特許庁とは、別途設ける規定に基づくフィンランド国家特許登録庁である。

第8条

特許出願は、特許庁に対して又は第3章にいう場合は外国の特許当局若しくは国際機関に対して、書面により提出するものとする。

出願書類には、発明の説明、必要な場合の図面、及び特許保護を求める内容の正確な記述(1又は複数のクレーム)が含まなければならない。発明が化合物であっても、クレームにおいて具体的な用途を開示することが要求されるものではない。説明は、それにより当該技術の熟練者が当該発明を実施できる程度に十分明確でなければならない。生物学的材料に関係し又は実施時に生物学的材料を使用する発明は、第8a条にいう場合は、同条の要件も満たされているときに限り、十分な明確性をもって開示されたものとみなされる。

出願書類にはまた、説明及びクレームについての要約も含めなければならない。要約は、単に技術情報として利用されるに過ぎず、他の目的で考慮に入れることはできない。

出願書類には発明者の名称が記載されなければならない。特許出願が発明者以外の者によってされる場合は、出願人は、発明についての自己の権原を証明しなければならない。

説明、要約及びクレームは、施行中の言語に関する適用法を遵守してフィンランド語又はスウェーデン語で作成しなければならない。要約及びクレームが前記2国語の何れか一方で作成されている場合は、特許庁は、出願書類を第22条第2段落に基づいて公衆に利用可能とする前に他方の国語に翻訳させるものとする。これについて、出願人は、所定の翻訳手数料を納付しなければならない。出願人が外国人である場合は、説明はフィンランド語で作成し、要約及びクレームはフィンランド語及びスウェーデン語で作成しなければならない。ただし、すべての出願人は、説明、要約及びクレームを前記両言語で作成することができる。

出願人は、所定の出願手数料を納付しなければならない。また、出願について最終決定が下されるまでに開始する各年度について、所定の出願更新手数料を納付しなければならない。手数料年度は、初年度については出願がされたか又はされたとみなされる日から起算され、その後の各年度については初年度起算日に相応する暦日から起算される。

第8a条

発明が生物学的材料に関係するか又はその実施時に生物学的材料を使用する場合において、当該生物学的材料が公衆に利用可能とされておらず、かつ、当該技術の熟練者が当該発明を実施することができるような態様で出願書類に記載することができない生物学的材料の使用を必要とするときは、当該生物学的材料の試料は、出願日以前に寄託されなければならない。寄託された生物学的材料の試料は、当該試料について本法に基づいて権利を認められる者がフィンランドにおいて試料の分譲を受けられることができるように、その後も寄託が継続されなければならない。寄託場所については、政府がこれを定める。

寄託された生物学的材料が死滅するか又はその他の理由で試料の分譲が不可能となった場合は、それを政府の指示に従って同一生物学的材料の再寄託により置き換えることができる。

これがされた場合は、当該再寄託は、先の寄託の日にされたものとみなされる。

第8b条

特許庁は、次の場合は特許出願に出願日を付与しなければならない。

- (1) 出願書類にその要素が特許出願として意図されたものである旨の表示が含まれ、
- (2) 出願書類に出願人の身元を証明することを可能にし又は特許庁が出願人に連絡することを可能にする表示が含まれ、
- (3) 出願の際に提出された書類に説明若しくは図面とみなすことが可能な事柄が含まれ、又は出願書類に先にされた特許出願若しくは実用新案出願への言及が含まれ、かつ、出願人が当該特許出願若しくは実用新案出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた特許庁に関する情報を提出した場合

出願人が出願日付与の要件である第1段落の規定を満たさなかった場合は、出願人は、特許庁が定める期限内に不備を訂正するよう求められる。出願人が期限内に不備を訂正しなかった場合又は特許庁が出願の受領から2月以内に出願人に連絡しなかった場合は、当該出願はされなかったものとみなされる。

出願日を付与される出願人が第2段落に規定する期限内に出願書類に含まれるすべての不備を訂正した場合は、すべての不備が訂正された日を出願日とする。

第8c条

第8b条の規定を遵守してされた出願に不備があり、かつ、説明又は特許クレームにおいて言及されている説明又は図面の1又は複数の要素が欠落していると特許庁が認めた場合は、出願人は、特許庁が定めた期限内に自己の出願を補足するよう求められる。欠落している要素が期限内に提出された場合は、第2段落又は第3段落において別段にいう場合を除き、すべての不備が訂正された日を出願日とする。

第1段落にいう後に提出された要素が提出の日から1月以内に取り消された場合は、原出願日を出願日とする。

欠落している要素が第1段落の規定を遵守して提出され、また、先の出願に基づいて優先権が主張されており、かつ、欠落している要素のすべてが当該先の出願に含まれている場合において、出願人が第1段落にいう期限内にその旨の請求を行い、かつ、出願書類の写しを優先権の根拠として提出するときは、元の出願の日を出願日とする。

第9条

出願人が請求すると共に所定の手数料を納付した場合は、特許庁は、政令により定められた条件に基づいて、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約第15条(5)に基づく国際調査機関による新規性調査の手配をする。

第10条

1 出願において、互いに独立した複数の発明についての特許出願をすることはできない。

第11条

出願人が、未だ最終決定されていない自己の先の出願において開示した発明について新たな

特許出願をした場合は、当該後の出願は、出願人の請求により、かつ、政府が定める条件に従って、発明を開示している書類が特許庁に提出された時にされたものとみなされる。

第12条

フィンランドに居住していない出願人は、出願に関する事項について自己を代理する欧州経済地域に在住する代理人を選任しなければならない。

特許出願に係る決定を出願人が届け出た宛先において出願人に通知することができない場合は、通知は、国家特許登録庁が発行する特許公報における当該事項の公告によりすることができる。当該通知は、上記措置が講じられた時にされたものとみなされる。

第13条

特許出願は、出願がされた時に出願書類において開示されていなかった事項について保護を請求するような補正をすることはできない。

第14条 [廃止]

第15条

出願人が出願の要件を満たしていない場合又は特許庁が出願の受理に対してその他の異論を有する場合は、特許庁指令により出願人に対してその旨を通知し、指定期間内に意見書を提出するか又は出願の訂正をしよう求める。ただし、特許庁は、出願人と協議することなく、必要とみなす要約の変更をすることができる。

指定された期間内に、出願人が意見書を提出せず又は出願を訂正する措置も取らない場合は、出願は、却下される。特許庁指令には、その旨の通知を含めるものとする。

却下された出願については、出願人が指定期間の満了後4月以内に、意見書を提出するか又は出願を訂正する措置を取ると共に同一期間内に所定の回復手数料を納付した場合は、これを回復することができる。

出願人が第8条、第41条及び第42条に基づく更新手数料を納付しない場合は、出願は特許庁の通知なしに却下される。この理由により却下された出願は、回復することができない。

第16条

出願人が意見書を提出した後に、特許庁の出願受理に対する支障であって、それに関して出願人が意見を述べる機会を有したものが依然存在する場合は、更なる特許庁の通知を出願人に対して与える特段の理由が存在しない限り、当該出願は拒絶される。

第17条

特許庁に対して出願人以外の者が発明についての正当な権原を有する旨を主張し、かつ、当該事情が不明確と認められた場合は、特許庁は、定める期間内に裁判所に訴訟を提起しようその者に求めることができ、その者がこの求めに従わない場合は、当該特許出願の以後の手續については、その者の主張を無視することができる。

特許出願された発明に対する正当な権原についての訴訟が裁判所に係属している場合は、特許庁は、裁判所の終局判決が下されるまで、特許出願手続を停止することができる。

第 18 条

何人かが、発明についての正当な権原が出願人でなく自己に帰属することを特許庁に対して証明した場合は、その者が請求すれば、特許庁は、当該出願をその者に移転させる。移転を受けた者は、改めて出願手数料を納付しなければならない。

特許出願の移転を求める請求がされた場合は、当該請求に関する最終決定が下されるまで、当該出願について却下、拒絶又は特許付与をしてはならない。

第 19 条

出願が方式要件を満たしており、かつ、出願受理について支障が見つからない場合は、特許庁は、出願人に対して出願を受理することができる旨を通知する。

第 1 段落にいう通知が出願人に与えられた場合は、もはや第 11 条に基づく請求はすることができず、また、特許クレームを保護範囲を拡張するように変更することもできない。

出願人は、第 1 段落による通知を受けた日から 2 月以内に所定の印刷手数料を納付しなければならない。これを怠る場合は、出願は却下される。ただし、所定期限の到来後 4 月以内に出願人が印刷手数料及び所定の回復手数料を納付した場合は、審査を再開することができる。発明者が特許出願をし、かつ、第 1 段落による通知が当該出願人に与えられた日から 2 月以内にその者が印刷手数料の納付の免除を申請した場合において、特許庁は、当該手数料の納付が出願人にとって極めて困難であると認めるときは、その納付を免除することができる。その申請が拒絶された場合において、その後 2 月以内に印刷手数料を納付したときは、同手数料は適時に納付されたものとみなされる。

第 20 条

出願人が第 19 条に定める要件を満たした場合は、特許庁は、他に支障を認めない限り、当該出願を受理するものとする。出願の受理は公告される。

特許は、出願受理の公告日に付与される。付与された特許は、特許庁に備える特許登録簿に記録される。特許証が特許所有者に対して交付される。

第 21 条

特許が付与された日から、説明、クレーム及び要約を含み、かつ、特許所有者及び発明者の名称を記載した特許書類の印刷写しが、特許庁において入手可能とされる。

第 22 条

特許書類は、特許付与日から公衆に利用可能とされる。

特許が未だ付与されていない場合でも、出願書類は、出願日から又は優先権が主張される場合は優先日から 18 月経過後に、公衆に利用可能とされる。出願が却下又は拒絶された場合は、出願書類は、出願人が出願の回復を請求するか、審判を請求するか又は第 71a 条若しくは第 71b 条に基づく請求をしたときに限り、公衆に利用可能とされる。

特許書類は、出願人の請求により、第 1 段落及び第 2 段落に定める期日より早期に利用可能とされる。

当該書類が第 2 段落及び第 3 段落に基づいて利用可能とされる場合は、その旨の公告がされる。

書類が企業秘密を含み、かつ、当該秘密が特許を求め又は付与される対象の発明に関係がない場合は、特許庁は、十分な理由を明示した請求により、当該書類を利用可能としないよう命令することができる。請求がされた場合は、請求が最終決定によって拒絶されるまで、当該書類を利用可能としてはならない。

第 8a 条に基づいて生物学的材料が寄託されている場合において、第 1 段落、第 2 段落又は第 3 段落に基づいて特許書類が公衆に利用可能とされた後は、何人も当該生物学的材料の試料を入手する権利を有する。この規定に拘らず、試料は、法律又は適用規則によって当該寄託生物学的材料の取扱を認められていない者に対しては分譲されない。また、同規定は、試料の取扱が当該材料の有害特性に鑑み明白な危険性を伴うと推測され得る者に対して当該試料を分譲することができることを意味するものでもない。

第 6 段落第 1 文の規定に拘らず、出願人が請求する場合は、特許が付与されるまでの間又は出願に対して特許を付与しないとする最終決定が下されたときは出願日から 20 年の間は、寄託生物学的材料の試料は、特別の専門家に対してのみ分譲されるものとする。政府は、そのような請求をすることができる期限を定め、かつ、試料の入手を希望する者が専門家として指定し得る者を決定する。

試料の入手を希望する者は、書面による請求を特許庁に提出し、試料の不正使用を防止するために政府が定める文言での誓約書を差し出さなければならない。試料を特別の専門家に対してのみ分譲することができる場合は、当該誓約書は、当該専門家がこれを差し出すものとする。

第 23 条

公衆に利用可能とされている出願が却下又は拒絶された場合は、その決定は、確定したときに公告される。

第 24 条

何人も、特許の付与に対して異議申立をすることができる。異議申立は、特許付与日から 9 月以内に特許庁に対してするものとする。異議申立は、書面とするものとし、その理由を明示しなければならない。

特許付与に対して異議申立がされた場合は、出願人にその旨が通知され、異議申立に対する答弁をする機会が与えられる。フィンランドに居住していない特許所有者は、異議申立の手続に関して、第 12 条にいう代理人を選任しなければならない。

特許庁は、特別の事情がある場合において、たとえ特許が第 51 条により失効したか若しくは失効するとき、又は異議申立を取り下げられたときであっても、異議申立を考慮に入れることができる。異議申立人は、異議申立を取り下げた場合は、特許庁が下した最終決定に対して審判請求をすることができない。特許庁は、たとえ特許が異議申立の提出前に最終決定により制限されているときであっても異議申立期間中に提出された異議申立を考慮に入れるものとする。

第 25 条

特許庁は、異議申立後に特許が次の何れかに該当している場合は、これを取り消す。

(1) 特許が第 1 条、第 1a 条、第 1b 条又は第 2 条の要件を満たしていない発明に係る場

合

(2) 特許が当該技術の熟練者が当該発明を実施することができる程度には十分明確でない説明の発明に係る場合

(3) 特許が提出された出願書類には含まれていない内容を含んでいる場合

(4) 保護の範囲が第 19 条第 1 段落にいう通知が与えられた後に拡張された場合

特許維持に対して第 1 段落にいう支障が存在しない場合は、特許庁は、異議申立を拒絶する。特許所有者が異議申立手続の係属中に第 1 段落にいう特許維持に対する支障を解消するように特許を補正した場合は、特許庁は、特許を補正された形で維持する。

特許が補正されて維持される場合は、特許庁は、補正後の特許明細書を公衆に利用可能とする。

特許庁は、異議申立の決定が確定したときは、これを公告する。

第 26 条

出願人は、特許出願に対して特許庁が下した最終決定が自己にとり不利なものである場合は、その決定に対して審判を請求することができる。特許所有者又は異議申立人は、異議申立に基づいて特許庁が下した最終決定が自己にとり不利なものである場合は、その決定に対して審判を請求することができる。当該審判請求は、異議申立人が請求を取り下げた場合でも、特段の事情が存在するときは、これを審査することができる。

出願人は、第 15 条第 3 段落若しくは第 19 条第 3 段落に基づく回復請求を拒絶する決定又は第 18 条に基づく出願移転の請求を認容する決定に対して審判を請求することができる。出願移転の請求を拒絶する決定に対しては、当該請求をした者が審判を請求することができる。第 22 条第 5 段落に基づく命令を求める請求を拒絶する決定に対しては、当該請求をした者が審判を請求することができる。

第 27 条

第 26 条にいう最終決定に対する審判請求は、フィンランド国家特許登録庁の審判部に対して提起しなければならない。審判部における審判請求手続及び事件の処理については、別個の規定が適用される。

(第 2 段落廃止)

特許書類の公開についての第 22 条第 5 段落の規定は、審判部及び最高行政裁判所に提出される書類に準用する。

第3章 国際特許出願

第28条

「国際出願」とは、特許協力条約に基づいてされる出願を意味する。

国際出願は、特許協力条約及びその規則に基づいて国際出願を受理する権限を有する特許当局又は国際機関(受理官庁)に対して提出しなければならない。フィンランドにおける受理官庁は、政令の定めるところにより、フィンランド国家特許登録庁とする。フィンランドにおいて国際出願をする者は、所定の手数料を納付しなければならない。

第29条から第38条までは、フィンランドを指定国とする国際出願に適用される。

第29条

受理官庁から国際出願日を割り当てられた国際出願は、フィンランドにおいて、同日にされたフィンランド国内出願と同一の効力を有する。第2条第2段落第2文は、第31条に基づいて遂行されている国際出願にのみ適用される。

第30条

国際出願は、フィンランドの指定が特許協力条約第24条(1)(i)及び(ii)にいう場合に関係する限り、取り下げられたものとみなされる。

第31条

出願人がフィンランドにおいて国際出願に基づく手続を遂行しようとする場合は、国際出願日から又は優先権を主張するときは優先日から31月以内に、政令により定める範囲において、国際出願書類のフィンランド語若しくはスウェーデン語による翻訳文を、又は国際出願書類がフィンランド語若しくはスウェーデン語により作成されているときはそれらの写しを特許庁に提出しなければならない。出願人は、上記期間内に所定の手数料を特許庁に納付しなければならない。

出願人が第1段落に定める期間内に所定の手数料を納付した場合は、要求される当該出願書類の翻訳文又は当該書類の写しは、更に2月の追加期間内にこれを提出することができる。ただし、同一期間内に所定の追加手数料を納付しなければならない。

出願人が本条の要件を満たさない場合は、当該出願は、フィンランドに関する限り、取り下げられたものとみなされる。

第32条 2005年1月1日に廃止

第33条

国際出願が第31条に基づいて遂行された場合は、本条又は第34条から第37条までに別段の規定がない限り、第2章が出願及び審査に関して適用される。ただし、出願人が請求する場合は、出願の審査は、第31条第1段落に定める期限の到来前に開始することができる。

出願人は欧州経済地域に在住する代理人を選任しなければならないとする第12条に基づく義務は、出願の審査を開始することができる日までは発生しない。

第22条第2段落及び第3段落は、出願手続が開始される前であっても、出願人が第31条に

基づく出願書類の翻訳文を提出する要件を満たしたとき、又は出願書類がフィンランド語若しくはスウェーデン語により作成されている場合は出願書類の写しを特許庁に提出したときに適用される。

第 48 条、第 56 条及び第 60 条の適用上、国際出願は、出願人が第 3 段落に基づく義務を履行したときに、公衆に利用可能となったものとみなされる。

出願書類が特許協力条約及びその規則に定める方式及び内容についての要件を満たしている場合は、当該出願は、その点に関しては認容される。

第 34 条

政府が定める期限前には、国際特許出願の受理に関する第 19 条第 1 段落にいう通知は与えることができず、また、国際特許出願を拒絶することもできない。ただし、出願人がそれより早期の通知又は拒絶に同意する場合はこの限りでない。

第 35 条

国際出願について、特許庁は、世界知的所有権機関の国際事務局がその出願書類を公開する前、又は国際出願日の後若しくは優先権が主張される場合は優先日の後 20 月の期間が満了する前には、印刷物によるかその他の方法によるかを問わず、出願人の同意なしに公開してはならず、また、出願の内容である発明に対して特許を付与してはならない。

第 36 条

国際出願が複数の独立発明を含むとみなされ、かつ、出願人が所定期限内に特許協力条約に定める追加手数料を納付していないことを理由として、国際出願の一部分が国際調査又は国際予備審査の対象から外された場合は、特許庁は、当該調査又は予備審査をしない旨の決定が正しいか否かについて確認する。特許庁が当該決定を正しいとみなす場合は、調査又は予備審査の対象から外された出願の部分については、出願人が特許庁の当該決定の通知を受領した日から 2 月以内に所定の手数料を納付しない限り、特許庁への出願が取り下げられたものとみなされる。特許庁が当該決定を不当とみなす場合は、特許庁は、全面的に出願の審査を進行させる。

特許庁が国際出願に複数の独立発明が含まれると認めた場合は、出願人は、第 1 段落に基づく決定に対して審判を請求することができる。この場合、第 27 条第 1 段落が準用されるものとする。

審判部が特許庁の当該決定を支持する決定を下した場合は、第 1 段落第 2 文にいう手数料の納付期限は、審判部の決定が確定した日から起算される。

第 37 条

国際予備審査機関からクレームの範囲を減縮するか又は追加手数料を納付するよう求められた後に出願人がクレームの範囲を減縮したため国際出願の一部分が国際予備審査の対象から外された場合は、当該出願の審査されなかった部分は、出願人が特許庁からの関係通知を受領した日から 2 月以内に所定の手数料を納付しない限り、特許庁への出願が取り下げられたものとみなされる。

第 38 条

受理官庁が、国際出願に対して国際出願日の付与を拒絶した場合、又は出願が取り下げられたとみなされ若しくはフィンランドの指定が取り下げられたとみなされる旨を陳述した場合において、出願人が請求したときは、特許庁は、当該決定を再審理する。これは、出願が取り下げられたものとみなされる旨の世界知的所有権機関の国際事務局の決定についても適用される。

第 1 段落に基づく再審理の請求は、政府が定める期限内に国際事務局に提出しなければならない。出願人は、同一期限内に、政府が定める範囲における出願書類の翻訳文を特許庁に提出すると共に所定の出願手数料を納付しなければならない。

特許庁は、受理官庁又は国際事務局による決定が不当であると認定する場合は、第 2 章に規定されるとおりに当該出願を審査しなければならない。受理官庁が国際出願日を付与しなかった場合は、当該出願は、国際出願日と認められるべきであったと特許庁が判断する日に提出されたものとみなされる。出願書類が特許協力条約及びその規則に定める方式と内容についての要件を満たしている場合は、当該出願は、その点に関しては認容されなければならない。

出願書類が第 22 条に基づいて公衆に利用可能とされた場合は、第 2 条第 2 段落第 2 文が本条第 3 段落に基づいて審査のために受理された出願に対して適用される。

第4章 特許の範囲と存続期間

第39条

特許によって与えられる保護の範囲は、クレームによって決定される。説明は、クレームの解釈の指針として用いることができる。

第40条

付与された特許は、出願日から20年間維持することができる。

特許付与後の各手数料年度については、所定の更新手数料の納付を要する。第41条に基づいて出願に関する更新手数料の納付期限が到来する前に特許が付与された場合は、特許所有者は、特許付与前に始まっている手数料年度についても、更新手数料の最初の納付期限到来時に、併せて更新手数料を納付しなければならない。

第5章 更新手数料

第41条

更新手数料は、手数料年度が開始する暦月の最終日に納付期日となる。ただし、最初の2年間の更新手数料は、第3手数料年度の手数料納付期日が到来するまでは納付を猶予される。

更新手数料は、納付期日前6月より早くは納付することができない。

第11条に基づく後の出願については、後の出願の受領日前に開始したか又はその受領日から2月以内に始まる手数料年度の更新手数料は、如何なる場合にも、当該受領日から2番目の月の末日までは、納付期日が到来しない。第31条に基づく出願が遂行された日若しくは第38条に基づく出願の処理が開始された日より前に始まっている手数料年度、又はそのような日から2月以内に始まる手数料年度に関する国際出願の更新手数料については、如何なる場合にも、出願が遂行された日又は当該処理が開始された日の2月後に当たる月の末日までは、それらの納付期日が到来しない。

更新手数料は、該当する場合は所定の追加手数料と併せて、納付期日後6月以内に納付しなければならない。

第42条

出願人又は特許所有者が発明者であって、かつ、更新手数料の納付が著しく困難な場合において、その者が更新手数料の最初の納付期日以前に請求したときは、特許庁は、その者に当該納付についての猶予を与えることができる。猶予は、1度に3年間まで与えることができるが、最長でも特許付与後3年目までとする。猶予期間延長の申請は、現存の猶予期間が満了する前にしなければならない。

更新手数料納付の猶予又は猶予期間延長の請求が拒絶された場合は、拒絶後2月以内に納付された手数料は、適時に納付されたものとみなされる。

第1段落に基づいて納付猶予が認められた更新手数料は、第41条第3段落に規定する追加手数料と共に、猶予期間の最終日後6月以内に納付することができる。

第6章 譲渡、ライセンス及び強制ライセンス

第43条

特許所有者が発明を商業的に実施する権利(ライセンス)を他人に付与した場合は、実施権者は、別段の合意が存在しない限り、当該権利を更に他人に譲渡することはできない。

第44条

特許の移転及びライセンスの付与は、請求により特許登録簿に記録される。これは、特許に対する質権の設定についても同様とする。

登録簿に記録されたライセンス又は質権の失効が証明された場合は、当該ライセンス又は質権の記入は、登録簿から抹消される。

第1段落及び第2段落は、強制ライセンス及び第53条第2段落に基づく権利に準用される。登録簿に特許権者として最新に記録されている者は、当該の特許に関する訴訟の目的その他の事項に関して特許所有者とみなされる。

善意の行為者が、特許の譲渡を受けたこと、又は特許に基づくライセンス若しくは特許に係る質権を取得したことを登録簿に登録するよう特許庁に請求した場合は、先にされている特許又は特許における権利の譲渡は、その当事者が特許における権利の譲受人又は所有者としての登録を既に請求していない場合は、前記請求人に対抗できない。

第45条

特許付与後3年が経過し、かつ、出願後4年が経過している場合において、その発明がフィンランドにおいて適切な程度に実施も使用もされていないときは、当該不実施の正当な理由が証明されない限り、フィンランドにおいてその発明を実施することを希望する者は、当該発明を実施する強制ライセンスを取得することができる。

相互主義を条件として、政府は、第1段落の適用上、外国での発明の実施をフィンランドにおける実施と同等とみなすべき旨を定めることができる。

第46条

ある発明の実施が他人の所有する特許に従属する場合の当該発明の特許の所有者は、当該発明の重要性又はその他特段の理由により適切と認められる場合は、他人所有の当該特許で保護された発明を実施する強制ライセンスを取得することができる。

第1段落に基づいて強制ライセンス付与の対象となった特許の所有者は、特段の理由が存在しない限り、相手方の発明を実施する強制ライセンスを取得することができる。

第46a条

育成者が他人の既存の特許を侵害することなしには植物品種についての権利を取得又は実施することができない場合は、その者は、適切なロイヤルティの支払を条件とし、当該植物品種の権利の実施に必要な範囲で、当該特許により保護された発明の非排他的な実施のための強制ライセンスを申請することができる。当該強制ライセンスが付与された場合は、当該特許の所有者は、保護された植物品種を使用する合理的な条件でのクロスライセンスを受けることができる。

第1段落にいうライセンスの申請人は、特許の所有者に対して契約によるライセンス取得の申入れをしたがこれを得られなかったこと、及び当該植物品種が当該特許にクレームされた発明と比較して相当な経済的利益を伴う重要な技術的進歩を構成することを証明しなければならない。

植物育成者権により保護された植物品種の実施のための強制ライセンスを取得する特許所有者の権利に関する規定は、植物育成者権法(法律789/1992)により定められている。

第47条

相当な公共の利益に寄与する場合において、他人が所有する特許の対象である発明を商業的に実施することを望む者は、そのための強制ライセンスを取得することができる。

第48条

第22条に基づいて出願書類が利用可能とされた時に、当該特許出願の対象である発明をフィンランドにおいて商業的に実施していた者は、当該出願に対して特許が付与された場合、当該発明の実施についての強制ライセンスを取得することができる。ただし、これについて特段の理由が存在することを条件とし、また、その者が当該出願を知らず、かつ、知り得なかったであろうと合理的に判断されることを条件とする。強制ライセンスを受ける権利はまた、同様の条件の下に、フィンランドにおいて当該発明を商業的に実施する実質的な準備をしていた者も享受することができる。強制ライセンスはまた、特許付与に先立つ期間も対象とすることができる。

第49条

強制ライセンスは、許容できる態様で、かつ、ライセンスの条件に従って、発明を実施する能力があるとみなされる者であって、強制ライセンスを請求する前に、当該特許発明について適切な商業的条件によるライセンス取得の努力をしたことを証明できる者に対してのみ付与することができる。強制ライセンスは、特許所有者が当該発明を自ら実施すること又は特許に基づくライセンスを付与することを妨げるものではない。強制ライセンスは、当該発明が実施されているか又は実施が意図されていた事業と共にする場合に限り、これを第三者に移転することができる。

第50条

強制ライセンスは、裁判所により付与されるものとし、裁判所はまた、発明を実施することができる範囲を決定し、かつ、支払われる対価及びライセンスに基づくその他の条件も決定する。実質的な事情の変更が生じた場合は、裁判所は、請求に基づいて、ライセンスを取り消し又は新たな条件を設定することができる。

第7章 特許の終了

第51条

第40条、第41条及び第42条に基づく更新手数料が納付されない場合は、特許は、更新手数料が納付されていない手数料年度の開始日に失効する。

第52条

裁判所は、次の場合は、関係する訴訟において特許の無効を宣言する。

(1) 特許が第1条、第1a条、第1b条又は第2条の要件を満たしていない発明に関する場合

(2) 特許が、当該技術の熟練者が当該発明を実施することができる程には十分明確でない説明の発明に関する場合

(3) 特許が、提出された出願書類に含まれていない内容を含んでいる場合

(4) 保護範囲が、第19条第1段落にいう通知が与えられた後に拡張された場合

特許の無効手続に関連して、特許所有者は、補正された特許クレームに従い特許を制限するよう裁判所に請求することができる。その制限の請求は、事件が主聴聞に移る前に提出しなければならない。制限の請求が提出される場合は、これに関する争点は、無効手続を継続する前に別途解決されなければならない。制限は、第53b条に基づく要件を満たしていなければならない。裁判所が制限の請求を承認したときは、このようにして制限された特許は、その手続継続の基礎となる。制限の請求についての決定は、当該訴訟に関する裁判所の決定と共にのみ不服申立することができる。

特許は、特許権者が特許の特定部分についての権利を有するに過ぎないことを理由として無効と宣言することはできない。

訴訟は、第5段落の規定を例外として、特許により不利益を被る何人も、又は公共の利益が必要であるとみなされる場合は、公共の利益を理由として政府が指定する公的機関も提起することができる。

特許が第1条の規定に基づいて特許を受ける権利がある者以外の者に付与されたことを理由として提起される訴訟は、当該特許を受ける権利を主張する者に限り提起することができる。当該訴訟は、その権利を有する者が特許付与及びその他何らかの訴訟の基礎となる事情を知った後1年以内に提起しなければならない。特許所有者が特許を付与されたか又は譲渡された時に善意の行為者であった場合は、訴訟は、当該特許の付与から3年を経過した後は提起することができない。

第53条

特許が第1条により特許を受ける権利を有する者以外の者に対して付与され、かつ、その権利を有する者によって訴訟が提起された場合は、裁判所は、その権利を有する者に対して当該特許を移転させる。第52条第5段落は、訴訟の提起期限について適用される。

訴訟の結果特許を剥奪された者が、既にフィンランドにおいて善意で当該発明の商業的な実施を開始していたか又は実施の実質的な準備をしていた場合は、その者は、その全体的内容を変えないことを条件として、適切な対価と引き換えに、かつ、その他の適切な条件により、その既に開始していた実施を継続し又は意図した実施を開始する権利を有する。これと同じ

条件に従うことを前提として、特許登録簿に登録されているライセンスの所有者も同様の権利を有する。

第2段落に基づく権利については、当該発明が実施され又は実施が計画されていた事業と共にする場合に限り、これを第三者に対して移転させることができる。

第53a条

特許所有者は、特許の制限を申請することができ、それに関する請求書を特許庁に提出するものとする。制限の請求書には次の事項を含める。

- (1) 特許所有者の名称及び宛先
- (2) 特許登録番号
- (3) 制限された特許クレーム、及び補正されている場合は、発明の説明及び図面
- (4) 特許所有者が代理人を指定した場合は、代理人の名称、住所及び宛先
- (5) 取扱手数料

第1段落の規定が遵守されない場合は、特許庁は、与えられた期限内に不備を訂正するよう申請人に促す。これがその期限内に遵守されない場合は、請求は拒絶される。申請人は、当該決定に対して審判請求することができる。

請求は、異議申立手続が終了していないか又は第52条に基づく無効訴訟が裁判所に係属している場合は、承認されない。この場合は、申請人が納付した取扱手数料は、その者に返還される。

制限の手続は、制限の請求後でその制限に関する決定が法的効力を獲得する前に、特許に対して異議申立が提出されるか又は特許無効を理由に訴訟が提起される場合は、終了する。

第53b条

特許庁又は裁判所での特許制限の請求を受理する条件は、請求に従い制限される特許が次の条件を満たすことである。

- (1) 特許が、当該技術の熟練者が発明を実施するのに十分理解することができるように表現された発明に言及していること
- (2) 特許が出願時の出願書類には見られない事項を伴っていないこと
- (3) 特許の保護範囲が付与された特許の保護範囲から又は保護範囲について前になされた決定から拡張されていないこと

第53c条

特許庁は、特許所有者が欧州特許条約(フィンランド条約集8/1996)第105a条に従い特許の制限を欧州特許庁に請求した場合は、欧州特許庁がその事項の最終決定をするまで、第53a条第1段落に基づく制限の請求手続を延期する。

特許庁は、特許所有者が欧州特許条約第105a条に従い特許の終了を欧州特許庁に請求した場合は、欧州特許庁がその事項の最終決定をするまで、第54条に基づく取消手続の取扱を延期しなければならない。

特許庁は、特許が差し押さえられるか又は特許の移転についての係争に係属する場合は、差押が失効するか又は特許の移転に関する係争についての最終決定がなされるまで、第53a条第1段落に基づく請求及び第54条に基づく通知の取扱を延期しなければならない。

第 53d 条

特許庁が第 53a 条第 1 段落に基づく請求の承認に支障があるとみなす場合は、特許所有者には、その事項の自己の陳述をする機会が与えられなければならない。その陳述にも拘らず、特許庁が請求は許されないとみなす場合は、その陳述は、拒絶されなければならない。特許は、補正のない形のまま効力を有する。特許所有者は、特許庁が下す最終決定が自己に不利な場合は、その決定に対して審判請求することができる。

特許庁が第 53a 条第 1 段落に基づく請求の承認に支障がないとみなす場合は、特許は、請求に従い制限される。制限の承認決定について、第 55 条に従う公告がされなければならない。特許庁は、公告の日から、制限された特許の発明の説明、ある場合の図面及び制限された特許クレーム並びに特許所有者についての告知を含め、補正された特許公開を公衆の利用に供さなければならない。特許庁は、必要な場合は、制限された特許クレームがフィンランド語及びスウェーデン語の双方で利用可能とされるよう配慮しなければならない。申請人は、所定の翻訳手数料を納付しなければならない。

第 53e 条

制限の承認に関して特許庁が下す第 53d 条第 2 段落に基づく法的に有効な決定及び裁判所が下す特許を制限する第 53d 条第 2 段落に基づく法的に有効な決定は、特許出願日から効力を有する。

第 53f 条

特許所有者が第 53a 条第 1 段落に基づく制限の請求を取り下げた場合は、制限手続は、最終的にはその日から停止する。制限の請求は、制限承認の最終決定がなされたときは、取り下げることができない。

第 54 条

特許所有者が特許庁に対して書面により自己の特許を放棄した場合は、特許庁は、特許全体としての終了を宣言する。特許は特許出願日から失効しているものとみなされる。特許所有者は、特許庁が下す最終決定が自己に不利な場合は、その決定に対して審判請求することができる。

特許が差し押さえられている場合又は特許の移転に関する訴訟が係属している場合は、差押の効力が存続している間又は訴訟について終局判決が下されるまでは、特許の終了を宣言することができない。これは、特許登録簿に質権の登録がされている場合にも適用される。

第 55 条

特許が失効し、満了し又は制限された場合、又は裁判所の終局判決による無効宣言がされ、又は移転させられた場合は、特許庁は、その旨を公告する。

第 8 章 情報提供義務

第 56 条

出願ファイル中の書類が第 22 条に基づいて利用可能とされる前に自己の特許出願の効力を他人に対して主張する者は、請求を受けたときは、当該他人に対して書類の閲覧を許可しなければならない。特許出願が第 8a 条に基づく生物学的材料の寄託を伴う場合は、当該許可はまた、当該寄託物の試料を入手する権利も含む。第 22 条第 6 段落第 2 文及び第 3 文、第 7 段落並びに第 8 段落は、当該許可に基づいて試料の入手を希望する者がある場合に適用される。

出願番号若しくは特許番号を同時に表示することなしに、特許が出願中である旨又は特許が付与された旨を、他人に直接に表明することにより、公表により、商品若しくは包装への標記により、又はその他の方法により表示する者は、請求を受けたときは、遅滞なく当該番号を提供しなければならない。特許が出願中であること又は特許が付与されたことを明示していないが、状況からそのような印象を生じさせる場合は、請求に基づいて、特許が出願中か否か、又は特許が付与されたか否かについての情報を遅滞なく提供しなければならない。

第9章 責務，補償支払義務及び訴訟

第57条

裁判所は，特許によって付与された排他権の侵害行為(特許侵害)をする者に対して，その行為の継続又は反復を禁止することができる。

故意に特許を侵害する者は，刑法第49章第2条に定める工業所有権侵害の罪で処罰される場合を除いて，特許権の侵害に対する罰金を科せられる。

この犯罪の告訴は，被害者の請求を受けた公訴官のみがすることができる。

第57a条

製品を製造する方法についての特許が付与された場合は，特許所有者の同意を得ることなしに製造された同一の製品は，反対の証明がされない限り，当該特許方法を使用して製造されたとみなされる。反対の証明を求めるに際しては，被告の製造上及び営業上の秘密を保護することについての正当な利益に考慮が払われる。

第57b条

裁判所は，第57条第1段落にいう訴訟を審理するに当たり，特許所有者の請求に基づいて，送信機，サーバーその他類似の装置の管理者又は仲介者の役割を果たすその他のサービス・プロバイダーに対し，違反すれば罰金刑が課されることを条件として，特許を侵害しているとされる行為を継続することを禁止すること(差止命令)ができる。ただし，特許を侵害しているとされる者の権利又は仲介者若しくは特許所有者の権利に鑑みてこの措置が均衡を失すると認められる場合は，この限りでない。

第57条第1段落にいう裁判所は，同段落にいう訴訟の提起前に，特許所有者の請求により，差止命令を発することができる。ただし，同段落に定める前提条件が存在し，かつ，そうしないときは特許所有者の権利の実行が著しく害されることが明白である場合に限る。裁判所は，差止命令を請求する当事者及び特許を侵害していると主張されている当事者の双方に対し，聴聞を受ける機会を与えなければならない。当事者に対する通信は，郵便又はファクシミリ若しくは電子メールにより行うことができる。事件処理に関するその他の点については，訴訟手続法第8章の規定が適用される。

裁判所は，事件の緊急性により必要な場合は，請求に基づき，侵害行為をしたとされている者を聴聞することなく，第2段落にいう差止命令を中間的差止命令として発出することができる。当該差止命令は，別段の命令が発出されるまで効力を有する。差止命令が発出された後は，侵害行為をしたとされている者に対し，聴聞を受ける機会を遅滞なく与えなければならない。侵害行為をしたとされている者が聴聞を受けた場合は，裁判所は，遅滞なく，差止命令の効力を維持するか又は差止命令を撤回するかを決定しなければならない。

本条に基づいて発出された差止命令は，第三者の通信を授受する権利を損なうものであってはならない。訴訟手続法第7章第7条の規定に従うことを条件として，差止命令は，原告が執行官に対して強制執行法(法律37/1895)第7章第16条にいう担保を差し出した時に効力を生じる。本条第2段落又は第3段落に基づいて発出された差止命令は，第57条第1段落にいう訴訟が差止命令の発出から1月以内に提起されなかった場合は失効する。

差止命令を請求した当事者は，第57条第1段落にいう訴訟が却下され若しくは認められない

旨裁定された場合、又は原告が訴訟を放棄したか若しくは裁判所に出頭しなかったために当該事件の処理が事件目録から外された場合は、差止命令の対象となった当事者及び侵害者とされる者に対し、差止命令の実行によって生じた損害及びその事件から生じたその他の費用について補償しなければならない。差止命令が第3段落に基づいて撤回された場合又は第4段落に基づいて失効した場合も同様とする。損害及び費用に係る補償に関して訴訟が提起された場合は、訴訟手続法第7章第12条の規定が適用される。

第58条

故意又は過失によって特許を侵害する者は、当該発明の実施についての適切な範囲の補償の支払及び当該侵害により生じたその他の損害の賠償の義務を負う。軽過失の場合は、それに応じて補償額の調整をすることができる。

故意又は過失の何れもなしに特許侵害を犯した者は、適切と認められる場合にその範囲で、当該発明の実施についての補償を支払わなければならない。

特許侵害についての補償請求訴訟においては、訴訟提起前の最後の5年間の損害に限り、請求が認められる。その期間の前に生じた損害に対する補償請求権は失効する。

第59条

特許侵害によって被害を受けた者による請求があったときは、裁判所は、それ以上の侵害行為を防止するため適切とみなされる範囲で、特許所有者の同意なしに製造された特許製品又は使用すれば特許侵害を構成することになる対象物を、特定の方法により変更するか、特許の残存期間中没収するか、廃棄するか、又は特許製品の場合はその価額の支払と引き換えに被害者に引き渡すべき旨を命じることができる。この規定は、当該対象物又は当該対象物に係る特別の権利を善意で取得した者及び自らは特許侵害をしなかった者に対しては、適用されない。

第1段落にいう対象物は、刑法第49章第2条又は本法第57条にいう罪が犯されたと合理的に推測される場合は、差し押さえることができる。この場合は、強制的犯罪調査手段法の差押に関する規定が適用される。

第1段落の規定に拘らず、裁判所は、請求に基づいて、これに特別の理由が存在する場合は、第1段落にいう対象物の所有者が関係特許の残存期間又はその一部期間中、適切な補償と引き換えに、かつ、適切な条件により、当該対象物を処分することができる旨を命じることができる。

第60条

何人かが第22条に基づいて出願書類が利用可能とされた後に特許出願の対象である発明を商業的に実施する場合において、当該出願に対して特許が付与されたときは、特許侵害に関する諸規定が準用される。ただし、第20条に基づいて特許が付与されるまでは、保護は、出願書類が公衆に利用可能とされた際における文言のクレーム及び特許によるクレームの双方において開示された内容に対してのみ及ぶものとする。この間は罰則の適用はなく、特許付与前の実施から生じた損害については、第58条第2段落に基づいてのみ査定することができる。

損害賠償に関する第58条第3段落の規定は、補償請求訴訟が特許に関する異議申立期間の末

日から1年以内、又は異議申立が提起された場合は、特許庁が特許を維持する決定を下した日から1年以内にされた場合は、適用されない。

第60a条

特許侵害に関して紛争が生じた場合は、裁判所は、原告の請求により、被告が特許の権利を侵害したと判断する終局判決に関する情報を適切な措置により公表するために原告が負った費用を原告に補償するよう、被告に命じることができる。法律の何れかにおいて当該情報の流布が制限されている場合は、この命令を下してはならない。裁判所は、命令の発出及び内容を検討する際、当該事項の公表の全体的意義、侵害の種類及び範囲、公表措置に伴う費用並びにその他の関連事実に注意を払わなければならない。

裁判所は、被告が支払うべき合理的な公表費用の最高額を定める。当該終局判決についての情報が裁判所の定めた判決日から起算する期間内に公表されなかった場合は、原告は、補償を受けることができない。

第61条

特許が最終決定によって取り消されたか又は終局判決により無効と宣言された場合は、第57条、第57a条、第57b条、第58条から第60条まで又は第60a条に定められた罰、補償又はその他の制裁措置を課してはならない。

侵害訴訟において被告が特許の無効を主張する場合は、裁判所は、被告の請求により、特許の有効性について決定が下されるまで、侵害訴訟を停止することができる。被告が特許無効確認訴訟を提起していなかった場合は、裁判所は、侵害訴訟の停止に関連して、その決定する期間内に無効確認訴訟を提起するべき旨を被告に対して命じることができる。

裁判所は、特許無効に関する事件において、特許付与後異議申立期間が満了する前又は異議申立に関して最終決定が下される前に管轄裁判所に特許無効確認訴訟が提起された場合は、その裁量により、訴訟法第24章第1条にいう主請求に対する判決を延期することができる。

第62条

軽過失を除いて、故意又は過失により第56条に違反した者は、罰金に処される。

第56条に定める事例において不正確な情報を提供する者も、当該行為が刑法に基づき処罰されない限り、同じく罰金に処される。

本条にいう犯罪の告訴は、被害者の請求に基づいて、公訴官がこれをするものとする。

第63条

特許所有者又はライセンスに基づいて発明の実施を許可された者は、権利関係の不確実性による不利益を受ける状況にある場合は、他人に対する関係で特許に基づく保護を受けることができるか否かについて決定するため、裁判所に対して確認判決を求める訴訟を提起することができる。

商業活動をしているか又はすることを意図する者は、同一の条件に従うことを条件として、特許が自己の商業活動の支障になるか否かを決定する確認判決を得るため、特許所有者に対する訴訟を提起することができる。

第1段落により提起された訴訟に基づいて特許無効が主張される場合は、第61条第2段落が

準用される。

第 64 条

特許の無効，特許の移転又は強制ライセンスの付与について訴訟を提起しようとする者は，その旨を特許庁に通知すると共に，その実施権者又は質権者として特許登録簿に登録されているすべての者にその旨を通知しなければならない。実施権者は，侵害訴訟又は第 63 条第 1 段落に基づく確認判決を求める訴訟を提起しようとする場合は，特許所有者にその旨を通知しなければならない。

第 1 段落による通知すべき要件は，書留郵便による通知が特許登録簿に登録された宛先に送付されたときに，満たされたものとみなされる。

訴訟が提起された時点で，第 1 段落による通知がされたことを証明することができない場合は，原告は，それをするべき期限を与えられる。証明されずにその期限が過ぎた場合は，当該訴訟は審理されない。

第 65 条

ヘルシンキ地方裁判所は，次の事項について裁判管轄権を有する。

- (1) 特許が求められている発明に関する正当な権原
- (2) 特許の無効，特許無効に関する訴訟手続に関連する特許の制限又は特許の移転
- (3) 強制ライセンスの付与，当該ライセンスに係る新たな条件の決定若しくは当該ライセンスの取消，又は第 53 条第 2 段落に基づく権利
- (4) 侵害
- (5) 第 63 条による確認判決
- (6) 第 75 条に基づく補償額の査定

第 1 段落に規定する事項に加えて，ヘルシンキ地方裁判所は，欧州特許条約(フィンランド条約集 8/96)に基づく欧州特許を求めている発明に対する権利に関する事項についても裁判管轄権を有する。このような事件をヘルシンキ地方裁判所において審理するための前提要件は，被告がフィンランドに居住していること，又は原告がフィンランドに居住していて被告が欧州特許条約の何れの締約国にも居住していないことである。ヘルシンキ地方裁判所はまた，同裁判所が当該事件において裁判管轄権を有することに紛争当事者が合意している事件も，審理することができる。

第 1 段落にいう紛争について同一当事者間の同一紛争が欧州特許条約の締約国である他国の裁判所に係属している場合は，ヘルシンキ地方裁判所は，当該紛争に関して審理することができない。当該外国裁判所の裁判管轄権が争われている場合は，ヘルシンキ地方裁判所は，その裁判管轄権の疑義が当該外国裁判所により最終的に決定されるまで，当該事件の審理を延期しなければならない。

第 65a 条

第 65 条第 2 段落にいう紛争について欧州特許条約の締約国の裁判所によってされた終局判決は，フィンランドにおいて強制執行可能である。ただし，欧州特許の出願人に下された裁判所判決は，召喚状が適法に当該出願人に送達されなかった場合，又は出願人が当該訴訟の準備のための十分な時間を与えられなかった場合は，フィンランドにおいて強制執行可能でな

い。

第 66 条

第 65 条による訴訟において、ヘルシンキ地方裁判所は、同裁判所が指名する 2 名の技術専門家の補佐を受ける。技術専門家は、ヘルシンキ地方裁判所が諮問する事項に関して見解を提供する。それらの見解は、訴訟記録に記入される。技術専門家は、当事者及び証人を尋問することができる。

第 67 条

ヘルシンキ地方裁判所は、暦年ごとに第 66 条にいう適当な人数の専門家を指名する。同裁判所は、指名する前に、フィンランド技術調査センターの意見を求める。この指名は、正当な法的理由がない限り、拒絶することができない。

専門家は、指名を受諾する前に、所定の宣誓をしなければならない。

専門家は、政府が定める旅費に対する補償と共にヘルシンキ地方裁判所が各事件について決定する適切な料金の支払を受ける。

第 68 条

原告が請求する場合は、ヘルシンキ地方裁判所は、特許の実施に関する中間的差止命令を発出ことができ、又は第 59 条にいう対象物を訴訟の係属中仮差押すべき旨を命令することができる。

ヘルシンキ地方裁判所が第 1 段落に基づいて差止命令を発出し又は仮差押を命令した場合は、同裁判所は、そのような処分によって相手方当事者が被る可能性がある損害又は不利益に関して同裁判所が許容できる担保を提供するべき旨を原告に対して命じることができる。

訴訟係属中における差止若しくは仮差押の決定に対する救済又はそれら措置の取消は、別途上訴により申し立てることができる。

第 69 条

特許無効訴訟においては、ヘルシンキ地方裁判所は、特許庁の見解を求めなければならない。

特許に関するその他の訴訟においては、ヘルシンキ地方裁判所は、事情に応じて、特許庁の見解を求めることができる。

第 70 条

ヘルシンキ地方裁判所は、第 65 条に基づく判決書謄本を当該判決が確定か否かについての陳述書と共に特許庁に送付する。

第 9a 章 補充的保護証明書

第 70a 条

補充的保護証明書に関する規定は、医薬品の補充的保護証明書の創設を規定する理事会規則 (EEC) 第 1768/92 号並びに植物保護製品の補充的保護証明書の採択に関する欧州議会及び理事会規則 (EC) 第 1610/96 号に定められている。それらに加えて、本章の規定が補充的保護証明書に関して適用される。

第 70b 条

補充的保護証明書を求める申請書は、フィンランド国家特許登録庁に対して提出する。

第 70c 条

補充的保護証明書の申請人は、所定の申請手数料を納付しなければならない。補充的保護証明書の所有者は、補充的保護証明書の所定の更新手数料を納付しなければならない。

第 70d 条

特許権の侵害に関する規定は、補充的保護証明書により与えられる権利の侵害に適用される。

第 70e 条

政府は、本章の規定の実施並びに補充的保護証明書の申請及び付与において遵守すべき手続に関する特定の規則を定めることができる。

第 9b 章 欧州特許及び欧州特許出願

第 70f 条

本法の適用上、欧州特許とは、欧州特許条約に基づいて欧州特許庁が付与した特許をいう。

欧州特許出願とは、同条約に基づいてされる特許出願をいう。

欧州特許については、フィンランドにおいて効力を有するものとして、これを付与することができる。

欧州特許出願は、欧州特許庁に対してするものとする。欧州特許出願はまた、フィンランド特許庁が欧州特許庁へ送付すべきものとしてフィンランド特許庁に提出することもできる。ただし、国家防衛上重要な発明に関する法律(法律 551/67)にいう発明に関する欧州特許出願は、フィンランド特許庁に対してしなければならない。欧州特許条約第 76 条にいう出願(欧州分割出願)は、常に欧州特許庁に対してしなければならない。

本章の規定は、フィンランドを指定する欧州特許及び欧州特許出願に適用される。

第 70g 条

欧州特許は、欧州特許庁が当該欧州特許出願を容認する決定を公告した時に付与される。フィンランドにおいて効力を有する欧州特許は、本章に別段の規定がある場合を除いて、フィンランド特許庁が付与した特許と同一の法的効力を有し、またその他の点でも当該特許に適用されるのと同じ条件に従うものとする。

第 70h 条

欧州特許は、規則により更に詳細に規定されるとおり、出願人又は特許所有者が、所定期間内に、当該特許付与の基礎となった書類のフィンランド語翻訳文を特許庁に提出すると共に、同期間内に、当該フィンランド語翻訳文の所定の印刷手数料を納付した場合に限り、フィンランドにおいて効力を有する。ただし、出願人又は特許所有者の母国語がスウェーデン語である場合は、当該翻訳文は、スウェーデン語で提出することができる。本段落はまた、欧州特許庁が欧州特許は文言を補正して維持される旨を決定した場合は、補正された書類についても適用される。

当該翻訳文は、欧州特許庁が欧州特許出願を公開した場合、又は欧州特許の付与の決定を公告した場合は、何人に対しても利用に供されるものとする。

所定期間内に翻訳文の提出及び手数料の納付がされ、かつ、欧州特許庁が特許出願を容認する決定又は欧州特許を文言補正の上維持する旨の決定を公告した場合は、特許庁は、遅滞なく、その旨をフィンランド語及びスウェーデン語で公告するものとする。また、速やかに、当該翻訳文の写しを公衆に取得可能としなければならない。特許庁は、必要な場合は、欧州特許のクレームがフィンランド語及びスウェーデン語の双方で利用可能とされるよう配慮しなければならない。

第 70i 条

第 71a 条第 1 段落の規定は、第 70h 条第 1 段落に基づく翻訳文の提出及び翻訳文の印刷手数料の納付についても適用される。第 71a 条第 1 段落に基づいて、関係行為が所定期限内に完了されたものとみなす旨の決定が下された場合は、特許庁は、遅滞なくその旨をフィンラン

ド語及びスウェーデン語の双方で公告する。

第 70h 条第 1 段落による期限の到来後で、前記第 1 段落による公告がされる前に、何人かがフィンランドにおいて善意で当該発明を商業的に実施し始めたか又は実施に向けた実質的な準備をしていた場合は、その者は、第 71c 条第 2 段落及び第 3 段落に規定する権利を享受する。

第 70j 条

特許保護範囲の拡張に関する第 52 条第 1 段落(4)の規定は、特許保護範囲が欧州特許の付与後に拡張された場合は、欧州特許にも適用される。

第 70k 条

欧州特許庁がある欧州特許を全面的又は部分的に取り消した場合は、この取消は、フィンランドにおいて当該特許が対応する範囲で無効宣言されたものとしての効力を有する。フィンランド特許庁は、当該特許取消をフィンランド語及びスウェーデン語の双方で遅滞なく公告する。

第 70l 条

欧州特許庁が特許出願を容認するとの決定を公告した年の後に始まる各手数料年度について、所定の更新手数料を納付しなければならない。

欧州特許に関する更新手数料が第 1 段落の規定及び第 41 条の規定に従って納付されない場合は、第 51 条が準用される。ただし、初回の更新手数料については、特許が付与された月の後の 3 月の末日までは、納付期日が到来しないものとする。

第 70m 条

欧州特許庁により出願日が付与された欧州特許出願は、同日にされたフィンランド国内特許出願と同一の効力をフィンランドにおいて有する。欧州特許条約に基づく出願が出願日より先の日付の優先権を享受する場合は、当該優先権は、フィンランドにおいても効力を有する。第 2 条第 2 段落の適用上、欧州特許条約第 93 条による欧州特許出願の公開は、第 22 条により公衆に利用可能となった出願と同等の効力を有する。これは、欧州特許条約第 153 条(3)にいう公開が欧州特許庁により同条約第 93 条による公開と同等の効力を有すると認められた場合は、欧州特許条約第 153 条(3)にいう公開にも適用される。

第 70n 条

欧州特許条約第 93 条に基づいて欧州特許出願が公開され、かつ、公開時の文言による当該欧州特許クレームのフィンランド語翻訳文が特許庁に対して提出された場合は、特許庁は、当該翻訳文を何人に対しても利用に供すると共に、その旨をフィンランド語及びスウェーデン語の双方で公告する。ただし、当該出願人の母国語がスウェーデン語である場合は、当該翻訳文は、スウェーデン語によることができる。特許庁は、必要な場合は、公開された特許クレームがフィンランド語及びスウェーデン語の双方で公衆に利用可能とされるよう配慮する。何人かが欧州特許出願により特許保護を求めている発明を第 1 段落に基づく公告の後に商業的に実施する場合において、当該出願についてフィンランドに関する特許が認められたとき

は、特許侵害に関する規定が準用される。ただし、この場合は、特許保護は、公開時の文言による特許クレーム及び特許によるクレームの双方により開示された範囲にのみ及ぶものとする。この場合には罰則を科してはならず、また、そのような実施に係る損害賠償は、第58条第2段落に基づいてのみ決定することができる。

特許異議申立の期間満了後1年以内、又は異議申立が提起されたときは、欧州特許庁による特許を維持すべき旨の決定の後1年以内に補償請求訴訟が提起された場合は、第58条第3段落の規定は適用されない。

第70o条

欧州特許出願が取り下げられ、又は当該出願がフィンランドを指定すべき旨の請求が取り下げられた場合は、この取下は、国内特許出願の取下と同一の効力を有するものとする。欧州特許条約に基づく出願が取り下げられたとみなされる場合、及び出願の処理が同条約第121条により再開されない場合についても、同様とする。

欧州特許出願が拒絶された場合は、この拒絶は、フィンランド国内出願の拒絶と同一の効力を有する。

第70p条

第70h条又は第70n条にいう翻訳文が欧州特許庁での手続言語による書類の文言と一致しない場合は、保護は、双方の文言から明らかな範囲にのみ及ぶ。

第52条にいう無効訴訟においては、手続言語による文言のみを唯一の正文とする。

第70q条

特許出願人又は特許所有者が第70h条にいう翻訳文の訂正を特許庁に提出すると共に、訂正翻訳文の所定の印刷手数料を納付した場合は、当該訂正翻訳文が原翻訳文に代わる。訂正翻訳文が提出されると共に手数料が納付され、かつ、原翻訳文が何人に対しても利用に供されている場合は、特許庁は、遅滞なく前記訂正をフィンランド語及びスウェーデン語の双方で公告すると共に、速やかに当該訂正翻訳文の写しを特許庁において入手できるようにする。出願人が第70n条にいう翻訳文の訂正を提出した場合は、特許庁は、遅滞なく当該訂正をフィンランド語及びスウェーデン語の双方で公告すると共に、当該訂正翻訳文を何人に対しても利用に供しておく。当該公告後は、当該訂正翻訳文が原翻訳文に代わる。

何人かが、訂正翻訳文が効力を生じる前に、先の翻訳文に従う限りでは出願人若しくは特許所有者の権利の侵害を構成しない方法によりフィンランドにおいて当該発明の商業的な実施を善意で開始していたか、又は当該実施のための実質的な準備をしていた場合は、その者は、第71c条第2段落及び第3段落に定める権利を享受する。

第70r条

出願人又は特許所有者が欧州特許条約に定める期限を順守しなかったにも拘らず、欧州特許庁が同条約第122条に基づいて権利の喪失が生じなかった旨を宣言した場合は、この宣言は、フィンランド国内においても同一の効力を有する。

何人かが、権利喪失が生じた後に、ただし、第1段落にいう宣言について特許庁による公告がされる前に、善意でフィンランドにおいて当該発明の商業的な実施を開始していたか、又

は当該実施のための実質的な準備をしていた場合は、その者は、第 71c 条第 2 段落及び第 3 段落に定める権利を享受する。

第 70s 条

国内特許当局にされた欧州特許出願が、出願を受理した国内特許当局から欧州特許庁が所定期限内にそれを受領しなかったために取り下げられたものとみなされる場合において、特許庁は、出願人の請求があるときは、次の事項を条件として当該出願をフィンランド国内出願に変更されたものとして取り扱うものとする。

- (1) 出願人が、欧州特許庁から自己の出願が取り下げられたとみなされた旨を通知された日から 3 月以内に出願の受理官庁に対して変更の請求をすること
- (2) 出願日から又は優先権が主張されている場合は主張された優先日から 20 月以内に、フィンランド特許庁が当該請求を受領すること、及び
- (3) 出願人が所定期限内に所定の出願手数料を納付すると共に、第 8 条第 5 段落に従い特許出願書類の翻訳文を提出すること

所定期限内に手続言語による翻訳文を欧州特許庁が受領しなかったために欧州特許出願が取り下げられたものとみなされる場合は、フィンランド特許庁は、出願人の請求により、欧州特許条約第 135 条の規定を遵守して、当該出願を国内特許出願に変更されたものとして取り扱う。出願人はまた、所定期限内に、所定の出願手数料を納付すると共に、第 8 条第 5 段落に従って出願書類の翻訳文を提出しなければならない。

第 1 段落及び第 2 段落にいう特許出願が欧州特許条約及びその施行規則に定める出願の方式に関する要件を満たしている場合は、当該特許出願はこの点に関しては認容される。

第 70t 条

欧州特許を制限又は取り消すために欧州特許条約第 105a 条に従いなされた請求は、欧州特許庁に対してするものとする。

特許所有者は、欧州特許庁が特許の制限の公告をした場合は、政令が規定する期限内に、制限の基礎を構成する書類の翻訳文であって、原特許がフィンランドにおいて有効とされた言語のものを提出し、かつ、政令で更に特定されている翻訳文の所定の公告手数料を納付しなければならない。特許庁は、遅滞なくこれをフィンランド語及びスウェーデン語の双方で公告し、翻訳文の写しを公衆の利用に供さなければならない。特許庁は、必要な場合は、欧州特許の制限された特許クレームがフィンランド語及びスウェーデン語の双方で公衆に利用可能とされるよう配慮する。

特許所有者が第 2 段落の規定を遵守しない場合は、特許は、特許出願日からフィンランドにおいて有効ではないものとみなす。特許庁は、特許無効を公告する。

特許庁は、欧州特許庁が特許の取消を公告した場合は、特許公報においてその取下を公告する。

欧州特許庁が制限し又は取り消した特許は、本章に別段の規定がない限り、フィンランドにおいて、国内的に制限され又は取り消された特許と同じ法的効果を享受する。

第 70u 条

欧州特許庁の審判部が決定を下した後で同庁の拡大審判部の決定の公告前に、何人かが善意

で、ある発明をフィンランドにおいて業として実施し始め又はその目的で真摯な準備をした場合は、その者は、特許の存在にも拘らず、実施の一般的性質を保つ限り、その実施を継続することができる。

第1段落にいう権利は、事業がなされ又はその実施が予定されている場合は、その事業と共にのみ他人に移転することができる。

第10章 特別規定

第71条

フィンランドに居住していない特許所有者は、欧州経済地域に在住し、特許に関する訴訟及び諸事項に関して告発状、召喚状及びその他の関係書類の送達を受ける権限を有する代理人を選任しなければならない。ただし、この代理人の権限は、刑事事件における起訴状及び本人の裁判所への出頭を要求する召喚状には及ばないものとする。選任された代理人の名称は、特許登録簿への登録のため届け出なければならない。

特許所有者が第1段落に従って代理人を選任していない場合は、通知は、その者に対して送達すべき書類を特許登録簿に登録されたその者の宛先に書留郵便で送付することによってすることができる。特許登録簿に宛先が登録されていない場合は、通知は、特許公報における公告によりすることができる。通知は、ここに述べる手続が完了した時に、されたものとみなされる。

相互主義に従うことを条件として、政府は、第1段落及び第2段落が特定の外国に居住する特許所有者又は当該特定の外国に居住する代理人を有する特許所有者については適用されない旨を定めることができる。ただし、当該代理人の名称がフィンランド特許登録簿に登録のため届け出られ、かつ、当該代理人が第1段落に定める権限を付与されることを条件とする。異議申立人に対して異議申立に関する決定をその者が届け出た宛先で通知できなかった場合は、通知は、特許公報において公告することによりすることができる。通知は、ここに述べる手続が完了した時に、されたものとみなされる。

第71a条

第2段落にいう場合以外において、出願人又は特許所有者が、本法又はその規則に定める期限内に特許庁に対して必要な行為をしなかったために権利を喪失したが、期限を遵守するために状況により求められるあらゆる配慮をした場合において、その者が期限不遵守の原因が消滅した時から2月以内—ただし、如何なる場合でも期限の満了後1年以内でなければならない—に当該行為をするときは、特許庁は、当該行為が所定期限内にされたものとみなす旨を宣言しなければならない。出願人又は特許所有者は、当該宣言を得ることを希望する場合は、当該行為をするための所定期限内にその旨を書面で特許庁に通知し、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。

特許出願人が第6条第1段落に基づく期限の観点から権利を喪失した場合は、第1段落の規定が適用される。ただし、第6条第1段に定める期限から2月以内に、その旨の請求がされ、かつ、所定の手数料が納付されることを条件とする。

第1段落及び第2段落は、フィンランドにおいて手続が遂行されている国際出願についても、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関又は世界知的所有権機関の国際事務局との関係で遵守されるべき期限に関して適用される。期限不遵守の場合は、その後特許庁において救済されなければならない。

ただし、第1段落、第2段落又は第3段落の規定に従ってされた請求については、特許出願人又は特許所有者が特許庁の定める期限内に意見を提出する機会を与えられるまでは、これを拒絶してはならず、また、その受付を拒絶してもならない。

第 71b 条

第 31 条又は第 38 条にいう場合において、郵送した書類又は手数料が所定期限内に特許庁により受領されなかったが、出願人が当該期限の徒過したことを知ったか又は当然知るべきであった時から 2 月以内に一ただし、如何なる場合も期限到来後 1 年以内に一要求されている行為をしたときは、次の何れかの場合に、当該行為が所定期限内にされたものとみなす旨を宣言するものとする。

(1) 郵送者が滞在し又は業務をしている地域に生じた戦争、革命、内乱、ストライキ、自然災害その他類似の理由により、当該期限前 10 日間中に郵便業務の中断が生じ、かつ、当該書類又は手数料が郵便業務の再開後 5 日以内に特許庁に郵送された場合

(2) 当該書類又は手数料が期限到来の 5 日前までに書留郵便(可能なときは航空便)で又は当該郵便物が郵送日から 2 日以内に特許庁に届く筈であると郵送者が合理的に推測することができるときは他の方法で、特許庁に郵送された場合

出願人が第 1 段落に基づく特許庁の宣言を請求する場合は、出願人は、同段落に定める行為期限内にその旨を書面で特許庁に通知しなければならない。

第 71c 条

第 71a 条又は第 71b 条に基づく請求が容認され、その結果、第 22 条に基づき公衆に利用可能となった後に却下若しくは拒絶された特許出願の審査が再開され、又は失効した特許が回復された場合は、その旨の公告がされるものとする。

却下された出願の回復期限の到来後、又は出願拒絶が確定し若しくは特許が失効した後に、ただし当該その旨の公告がされる前に、フィンランドにおいて当該発明の商業的な実施を善意で開始した者は、その実施の全体的内容を維持する限り、当該発明の実施を継続することができる。発明を実施する権利は、フィンランドにおいて当該発明を実施するため実質的な準備をしていた何人に対しても、同一の条件で、付与される。

第 2 段落に基づく権利については、その権利の基礎となった事業か又は当該発明の実施を意図した事業と共にする場合に限り、これを他人に移転することができる。

第 72 条

第 26 条にいう審判請求を除いて、本法に基づく特許庁の最終決定に対する審判請求、並びに第 42 条、第 53a 条第 2 段落、第 53d 条第 1 段落、第 54 条第 1 段落、第 71a 条及び第 71b 条による決定に対する審判請求は、フィンランド国家特許登録庁審判部に対してするものとする。審判部における審判手続及び手続遂行については、別個の規定が適用される。

第 73 条

本法に基づいて納付すべき手数料の金額は、別個の規定で定める。それに関連して、当初の手数料年度の内 1 年又は複数年については更新手数料を免除する旨を命令で定めることができる。

第 74 条

特許出願、特許事項に関する公告、出願書類の印刷、異議申立手続、特許庁における制限手続、終了手続、特許登録簿及びその保守、並びに特許庁に関する更なる規定については、政

府がこれを定める。

政府は、外国の関係当局から要請を受けたときは特許庁がフィンランドにおける特許出願処理手続の詳細を開示することができる旨、及び外国の関係当局又は国際機関が特許庁の請求に基づいて特許出願の審査を引き受けることができる旨を定めることができる。

政府はまた、外国において又は国際機関に対して出願をした発明について特許を求める出願人が自己の発明の特許性審査に関して当該外国特許当局又は国際機関から自己に与えられた情報を開示すべき旨を定めることができる。ただし、当該開示は、第3章に基づく出願で国際予備審査の対象になっており、かつ、当該発明の特許性に関する報告を特許庁が受領しているものについては、一切要求されないものとする。

第75条

フィンランドが戦争状態にある場合又は戦争の危機に瀕している場合において、政府は、公益上必要なときは、特定の発明についての権利を国家又は政府が指定する者に引き渡すべき旨を定めることができる。このようにして引き渡される権利については、合理的な補償金を支払う。補償を受け取る権利を有する者との間で補償金額に関して合意に達しない場合は、裁判所が補償金額を決定する。

国家以外の者が第1段落により発明についての権利を利用した場合において、その者が補償支払義務を履行しないときは、国家は、補償を受け取る権利を有する者の請求に基づいて、遅滞なくその補償金を支払う。

第76条

国家防衛上重要な発明については、特別の規則が適用される。

経過規定

本法は、1997年4月1日から施行する。

本法の施行前に公衆の閲覧のための公開が許されていた特許出願書類は、本法の施行前に有効な規定に従って処理され、かつ、決定される。

特許法第14条の規定は、本法の施行前にされた特許出願に適用される。

本法は、2000年7月15日から施行する。

第3b条及び第46a条の規定は、本法の施行前にされたか又はされたものとみなされる特許出願、及び当該出願に基づいて付与された特許に適用される。

本法は、2005年1月1日から施行する。

本法はまた、優先日から起算した20月の期間が本法の施行日以後に終わる国際出願であって出願人が未だフィンランドについての手続を遂行していないものにも適用される。

本法は、2006年3月6日から施行する。

第8b条及び第8c条は、本法の施行以後にされたか又はされたものとみなされる特許出願に適用される。

第41条第2段落及び第701条第2段落は、本法の施行以後に納付期限が到来する更新手数料に適用される。

第60条第2段落の規定は、本法の施行後に下された最終決定にのみ適用される。

権利喪失の回復に係る6月の期限が本法の施行前に満了した場合は、本法の施行時に効力を有した第71a条第2段落の規定が引き続き適用される。

第71a条第2段落は、権利喪失の回復に係る期限が未だ満了していない場合に限り、本法の施行時に係属している特許出願に適用される。

法律第684/2006号は、2006年9月1日から施行する。

第57b条及び第61条はまた、本法の施行前に係属していた紛争にも適用される。第61条が第60a条の適用に関わる場合は、第61条は、第60a条の適用に関して、第3段落に定めるように適用される。

本法の施行前に係属している紛争には、第60a条の規定ではなく、本法の施行時に適用されていた規定が適用される。